

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、生活保護システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。 ②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。 ③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 ④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 ⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。 ⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	・生活保護システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・レセプト管理システム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> ☐ 1) 実施する ☐ 2) 実施しない ☐ 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条第2号イ ※番号法第19条第8号 別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県福祉医療部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
奈良県中和福祉事務所 奈良県吉野福祉事務所	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県福祉医療部地域福祉課 保護係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8548 FAX:0742-22-5709

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条1号ハ 第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び同条第4号イ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、50の項、90の項、116の項及び120の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ 第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等の形式的な変更であり重要な変更にあたらないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 林 法夫	地域福祉課長 山田 享子	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部地域福祉課	奈良県福祉医療部地域福祉課	事後	組織改編による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部地域福祉課	奈良県福祉医療部地域福祉課	事後	組織改編による修正 (その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告)
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 山田 享子	地域福祉課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月30日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	時点修正による
平成31年3月8日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月8日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	時点修正による
令和2年3月17日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第10号まで、第21条第1号ハ、同条第4号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第2号、同条第3号ロ、同条第4号、第11条第1号二、同条第2号、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第4号から第11号まで、第21条第1号ハ、同条第5号から第6号まで、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第26条の四第1号、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項第21号イ、同条同項第22号イ、同条同項第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第2号、同条第3号、同条第4号及び第59条の二第1号リ、第59条の三第1号イ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報、災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報、年金給付関係情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費の支給に関する情報又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報に係る主務省令は未制定	[照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の26の項のうち、労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報、災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報、自立支度金、一時金、一時帰国旅費の支給に関する情報又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報に係る主務省令は未制定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第10号まで、第21条第1号ハ、同条第4号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第26条の四第1号、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ及び第59条の二第1号チ ※番号法第19条第7号 別表第二の30の項、90の項及び120の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ニ、同条第3号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〔提供側〕 ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ニ、同条第3号ロ、同条第4号ニ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第4号、同条第5号、同条第7号、同条第8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項	〔提供側〕 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第5号、同条第6号、同条第9号、同条第11号ロ、同条第12号、第21条第1号ハ、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の2、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、同条同項第11号イ、同条同項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第15号イ、同条同項第16号イ、同条同項第17号イ、同条同項第18号イ、同条同項第19号イ、同条同項第20号イ、同条同項	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号ロ、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第14号、同条第17号、同条第21号ロ、同条第22号、第21条第2号ハ、同条第10号、同条第11号、同条第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から第5号まで、同条第7号から第9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から第6号まで、第44条の4、第47条第1項第12号イ、同条同項第13号イ、同条同項第14号イ、同条同項第16号イ、同条同項第26号イ、同条同項第27号イ、同条同項第29号イ、同条同項第31号イから41号イ、同条同項第44号イから48号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。 ②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。 ③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 ④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 ⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。 ⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の申請があった場合、その内容を生活保護システム(以下「システム」とする)にて登録・管理する。 ②申請世帯についてはシステムから照会文書を出し、保険会社・金融機関・年金事務所等への照会を行う。 ③保護開始以降はシステムにて受給世帯の現状を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。 ④保護費の返還等の事由が生じた場合には、システムにてその金額を算定し、徴収事務を行う。 ⑤就労開始により保護廃止となった世帯に対しては、システムで算定した就労自立支援給付金を支給する。 ⑥医療受診・介護保険利用状況もシステムにて登録・管理を行い、調書決裁の上、必要な医療券及び介護券を当該機関へ発行する。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和5年8月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	生活保護システム	・生活保護システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・レセプト管理システム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー	事前	